

監事監査報告書

令和5年6月15日

学校法人 山野学苑
理事会 御中

学校法人 山野学苑

監事

森岡伸介



監事

林成高



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人山野学苑寄付行為第17条の規定に基づき、学校法人山野学苑（以下、「当学苑」という。）の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況に関し監査を行いましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査方法

理事会、評議員会に出席し、理事等からの業務報告を受けるとともに必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人から計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）に関する会計監査の状況に関する説明を受け、当学苑の業務及び財産の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査結果

「3. 除外事項」に記載する事項を除き、

- (1) 当学苑の業務に関する決定及び執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類は、当学苑の収支の状況及び財産の状況を全ての重要な点において正しく示していることを認めます。

3. 除外事項

- (1) 当学苑において、学校運営との関連性が乏しい支出、使用の目的及び内容が明確ではない支出（以下、「不適切支出問題」という。）が顕在化し、令和4年6月に第三者委員会を設置して平成24年度以降10年間の支出等に関する調査を実施しました。第三者委員会の調査報告書を確認した結果、当学苑の不適切支出問題は、経費支払に関する内部統制の機能不全及び希薄な法令遵守意識が原因であったと判断しました。

当学苑は、令和5年1月に不適切支出問題に関し、更なる調査のサポート、損害の回復、原因の究明、責任の所在と処分及び再発防止策策定を行うために再生委員会を設置し、「再発防止策としての当学苑の改革」を提起しています。主な内容は、①理事及び監事の選任②評議員の選任③主要組織の刷新④監査体制の見直し⑤コンプライアンス・マニュアルの策定⑥諸規程の刷新及び新設⑦理事会及び評議員会の議事録作成⑧法人名義のクレジットカードの解約⑨役員用住宅その他資産の売却⑩内部通報制度の拡充です。当該施策の一部は令和4年度に実行されていますが、概ね令和5年度以降に整備する予定です。

- (2) 私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく令和4年度計算書類に対する会計監査人の監査意見表明は、令和5年6月下旬に予定されています。
- (3) 本監事監査報告書は、令和5年6月15日理事会決議により計算書類の修正が必要となったことから寄付行為第17条1項4号に規定する監査報告書を再度提出するものです。

4. 監事所見

- (1) 創業者である初代山野愛子の理念と建学の精神に立ち戻り、「髪、顔、装い、精神美、健康美」の美道5大原則の教育理念を基礎とした教育の拡充及び人材の育成を持続可能とするため、「再発防止策としての当学苑の改革」を確実早急に実行し、学校教育機関として期待される社会的責任を確実に全うできる体制整備が必要と考えます。
- (2) 収入面における入学定員確保、支出面における経費管理を強化し、収支バランスの改善及び財務体質の強化が必須と考えます。

以上